

# 町県民税・所得税の申告受付が2月18日(月)から始まります

## ■ ご注意ください

◎次に該当される方は、**東松山市民文化センター確定申告会場での受付となります。**

- ◇株式を売却し損益がある方【“損失の繰越控除”がある方を含む】
- ◇土地・建物を売却し損益がある方【売却先が“公的機関”の方は町で受付できます】
- ◇株の配当金・先物取引・FX取引・外国税控除がある方
- ◇収支内訳書を作成していない(わからない)方
- ◇住宅借入金等特別控除を初めて受ける方及び連帯債務がある方
- ◇青色・損失申告、過年分・更正・修正申告、贈与税・消費税申告をされる方、及び雑損控除がある方
- ◇困難な内容の申告をされる方



## ■ 申告受付日程および会場

＜受付時間＞ 9時～11時・13時～16時

月 日	該 当 地 区	会 場
2月18日(月)	菅谷1区・2区	ふれあい交流センター
19日(火)	菅谷3区・4区・5区	
20日(水)	菅谷6区・7区	
21日(木)	菅谷8区・9区	
22日(金)	鎌形	
25日(月)	遠山・千手堂	
26日(火)	大蔵・根岸・将軍沢	
27日(水)	平澤	
28日(木)	むさし台	
3月1日(金)	川島	
4日(月)	川島	
5日(火)	志賀1区	
6日(水)	志賀2区	
7日(木)	志賀2区	
8日(金)	古里	
11日(月)	吉田	
12日(火)	越畑・勝田	
13日(水)	広野	
14日(木)	杉山・太郎丸	
15日(金)	予備日	

- 土・日曜日は除きます。  
(土曜日午前中の開庁時も受付はいたしません。)
- 混雑の状況で、午前中に受付されても相談が午後になる場合があります。
- 町県民税申告書の提出は郵送でも受付できます。
- 平成30年1月1日から平成30年12月31日までの所得及び所得控除の内容を対象といたします。

## ■ 申告が必要な方

### 住民税《町県民税》

平成31年1月1日現在、嵐山町に住所がある方で、平成30年中に所得のある、次の事項に該当する方です。

- ①給与支払報告書が勤務先から役場に未提出の方
- ②給与所得者で平成30年途中で退職し、その後再就職していない方
- ③国民健康保険に加入している方
- ④給与所得者で、給与・退職所得以外の所得がある方

### 所得税

- ①平成30年中の給与収入が200万円超の方
- ②給与を2か所以上からもらっている方
- ③給与所得者で、給与・退職所得以外の所得の合計額が20万円超の方
- ④営業・農業・不動産所得者で各種所得の合計額が、所得控除の合計額を超える方
- ⑤医療費控除等の所得控除を受ける方

### ■ 持参していただく書類

- ①本人確認書類(下記AまたはBのどちらか)  
(A)マイナンバーカード(個人番号カード)  
(B)番号確認書類(※1) + 身元確認書類(※2)  
※1個人番号が記載された通知カード、住民票の写し等  
※2運転免許証、医療保険の被保険者証等
- ②住民税申告書(役場から郵送された方)
- ③「確定申告書」、「お知らせはがき」又は「お知らせ通知書」(税務署から郵送された方)
- ④印鑑(朱肉を必要とするものをご持参ください)
- ⑤平成30年分源泉徴収票及び支払調書等の原本
- ⑥収支内訳書及び帳簿等(営業・農業の事業所得、不動産所得のある方)
- ⑦不動産所得のある方は、該当物件の固定資産税の納税通知書(課税明細書)
- ⑧国民年金保険料・国民健康保険税・後期高齢者医療保険料・介護保険料・任意継続保険料等の領収書、支払証明書等
- ⑨生命保険料・地震保険料(旧長期損害保険料含む)の控除証明書
- ⑩医療費通知(医療費のお知らせ)、医療費の領収書及び個人ごとの医療費内訳を合計[補てん額があれば差引く]した「医療費控除の明細書」(医療費控除を受ける方)
- ⑪通帳または振込先がわかるもの(所得税還付申告者本人名義)
- ⑫その他参考となる書類

問合せ 税務課 課税担当 ☎62-2153

# 配偶者控除・配偶者特別控除の見直しについて

平成30年分の確定申告より、配偶者控除及び配偶者特別控除の制度が改正されました。

- ①配偶者特別控除の対象となる配偶者の合計所得金額の上限が、76万円未満から123万円以下に引き上げられました。
- ②配偶者控除及び配偶者特別控除の適用を受ける納税義務者本人の合計所得金額が900万円を超える場合、所得額に応じて控除額が段階的に減り、1000万円を超える場合には配偶者控除が適用されないこととなりました。

●新しい配偶者控除及び配偶者特別控除の額は、下の表のとおりとなります。

## 配偶者控除

配偶者の年齢	本人の合計所得金額					
	900万円以下		900万円超 950万円以下		950万円超 1000万円以下	
	所得税 控除額	住民税 控除額	所得税 控除額	住民税 控除額	所得税 控除額	住民税 控除額
70歳未満の配偶者	38万円	33万円	26万円	22万円	13万円	11万円
70歳以上の配偶者	48万円	38万円	32万円	26万円	16万円	13万円

## 配偶者特別控除

配偶者の 合計所得金額	本人の合計所得金額					
	900万円以下		900万円超 950万円以下		950万円超 1000万円以下	
	所得税 控除額	住民税 控除額	所得税 控除額	住民税 控除額	所得税 控除額	住民税 控除額
38万円超～85万円以下	38万円	33万円	26万円	22万円	13万円	11万円
85万円超～90万円以下	36万円	33万円	24万円	22万円	12万円	11万円
90万円超～95万円以下	31万円	31万円	21万円	21万円	11万円	11万円
95万円超～100万円以下	26万円	26万円	18万円	18万円	9万円	9万円
100万円超～105万円以下	21万円	21万円	14万円	14万円	7万円	7万円
105万円超～110万円以下	16万円	16万円	11万円	11万円	6万円	6万円
110万円超～115万円以下	11万円	11万円	8万円	8万円	4万円	4万円
115万円超～120万円以下	6万円	6万円	4万円	4万円	2万円	2万円
120万円超～123万円以下	3万円	3万円	2万円	2万円	1万円	1万円

## ● 配偶者自身への住民税の課税について

配偶者特別控除の対象となる配偶者の合計所得金額が引き上げられましたが、住民税は個人の所得によって課税されるため、特別控除の対象となる場合であっても、**配偶者自身に住民税が課税される場合があります。**

## ● 扶養の判定について

配偶者特別控除の対象となる配偶者(合計所得金額が38万円を超えた配偶者)は、**扶養親族の人数には含まれません**ので、以下の点にご注意ください。

- ①住民税の非課税判定の際に、扶養親族の人数に含まれません。
- ②配偶者が障害をお持ちであっても、配偶者の障害者控除は適用されません。
- ③市町村が発行する住民税課税証明書等に、控除対象配偶者として記載されません。

問合せ 税務課 課税担当 ☎62-2153